

○東御市広告掲載要綱

平成19年 2月27日

告示第13号

改正 平成19年 3月26日告示第21号

平成26年 3月17日告示第20号

平成30年 3月30日告示第16号

(趣旨)

第1条 この告示は、市の自主財源の確保及び地域経済の活性化を図るため、市の財産等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を有料で掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げるもののうち広告の掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報紙

イ その他広告の掲載が可能な市の財産等として市長が認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告掲載の基本原則)

第3条 広告媒体に掲載する広告については、地域社会及び地域経済の健全な発展並びに市民生活の向上に資するため、次に掲げる基本原則に適合するものでなければならない。

(1) 公正かつ真実なものであること。

(2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。

(3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。

(4) 品位を保ち、健全な風俗慣習を尊重したものであること。

(5) 関係法規及び社会秩序を守るものであること。

(広告の範囲)

第4条 次に掲げるものに該当する広告については、広告掲載をしない。

(1) 政治性若しくは宗教性のあるもの又は選挙関係のもの

(2) 意見広告又は名刺広告に類するもの

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業若しくは同条第11項に規定する接客業務受託営業に該当するもの又はこれらに類するもの

(4) 商品先物取引又は貸金業に類するもの

(5) 通信販売又は訪問販売に類するもの

(6) 求人広告又はこれに類するもの

(7) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が市の財産等を広告媒体として使用することが適当でないと認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告の内容等に関し必要な事項は、別に定める。

(広告媒体の決定)

第5条 広告媒体は、東御市広告審査委員会で決定するものとする。

(広告の募集)

第6条 市長は、広告掲載をしようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を定めて広告を募集するものとする。

(1) 広告媒体の種類

(2) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間

(3) 広告の募集方法

(4) 広告の選定方法

(5) 広告料の予定価格

(6) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集に関し必要な事項

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載を希望する者は、市長が定める期間内に、別に定める広告掲載申込書を市長に提出しなければならない。

(業務の委託)

第8条 市長は、前2条に規定する広告の募集及び広告掲載の申込みに関する業務の一部を委託することができる。

(広告掲載に当たっての遵守事項等)

第9条 広告主（広告掲載をする者をいう。以下同じ）は、広告掲載に当たっては、第3条第1項の基本原則及び次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 広告掲載の権利を第三者に譲渡し、又は継承させてはならないこと。

(2) 広告に対する責任の所在を明確にするため、広告に広告主の名称、所在地及び電話番号を明記すること。

(3) 広告の仕様に変更が生じたときは、直ちに申し出ること。

2 市長は、広告主が前項の規定に違反したときは、必要な是正を指示し、又は広告掲載を中止するものとする。

3 広告主は、広告媒体に掲載した広告の内容等に関し、第三者からの苦情、被害救済の申出、損害賠償の請求等があったときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第10条 市長は、広告掲載が次のいずれかに該当するときは、直ちにこれを取り消すことができるものとする。

- (1) 市長が指定する期日までに広告料が納付されないとき。
- (2) 市長が指定する期日までに広告原稿が提出されないとき。
- (3) 広告掲載に支障があると市長が認めるとき。

(広告料の還付)

第11条 既に納付された広告料は、還付しないものとする。ただし、市の責めに帰すべき事由により広告掲載ができなかった場合については、この限りでない。

(審査機関)

第12条 広告媒体に掲載する広告の内容の審査等を行うため、東御市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項について審査等を行う。

- (1) 第5条に規定する広告媒体の決定に関する事
- (2) 第6条に規定する広告の募集に関する事
- (3) 第8条に規定する業務の委託に関する事
- (4) 広告媒体に掲載する広告の内容に関する事
- (5) 前各号に規定するもののほか、広告掲載に関し必要な事項

3 委員会は、副市長、会計管理者、総務部長、企画振興部長、総務課長及び企画振興課長をもって組織し、委員長は、副市長をもって充てる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第13条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 前2項の規定にかかわらず、委員長は、必要に応じ、回議により審査をすることができる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、広告媒体を主管する課等の長又は関係者を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年3月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日告示第21号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月17日告示第20号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第16号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。